

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成29年12月13日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消しを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、A所在のB会社に雇用され、C店（以下「事業場」という。）において、営業販売業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成29年5月8日、事業場で接客対応直後に転倒し、床に顎を打ちつけた（以下「本件事故」という。）という。請求人は、同日、D医療機関に搬送され、「左下顎骨折、顔面打撲傷」と診断された後、同月9日、E医療機関に転医し、「下顎骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成29年5月8日から同年7月6日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたため、これらを不服として本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成30年12月19日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件傷病が「業務に起因することが明らかな疾病」に該当すると認められるためには、決定書に説示するとおり、請求人の業務と本件傷病との間の相当因果関係があることを立証する必要があるので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件事故以前、4回にわたり意識消失発作を経験しており、これらの発作には前兆があったため、いずれも座ることで転倒を免れたが、本件事故の場合、来客対応中に発作の前兆を感じたが、接客を中断して対処を行うことができなかつたため、転倒し、本件事故が生じたと主張する。

この点、D医療機関の患者個別カルテ情報をみると、平成29年5月8日付け患者診療記録には、要旨、「C店で接客中に突然意識消失発作で倒れて救急搬送された。意識消失から先は気がついたら救急車の中であった。」との記載があり、同月9日の看護記録には、要旨、「3年毎くらいに意識消失あり、他院で脳波、心電図など検査を受けたが、異常なかつた。病気ではなく、起きそうな時は座るなど対応するよう言われていたが、今回急に出現。不安あり。」と記載されている。

(3) また、請求人に生じた意識消失について、E医療機関F医師は、平成29年9月6日付け意見書において、要旨、本件傷病に関連する既往歴又は基礎疾患として血管迷走神経反射性失神を挙げているが、意識消失の原因を精査する目的で行われた検査では、E E G (脳波) では明らかなてんかんは認めず、意識消失発作の原因となるような異常は認められなかつたと述べ、G医師は、同年11月22日付け意見書において、要旨、F医師の意見書及び上記検査結果を踏まえ、上記検査が陰性であったとしても、てんかん発作であった可能性は否定できないこと、事故などの災害の記録はなく、発作発生と業務の間に相当因果関係は認められないことを述べている。

(4) 前記(2)のとおり、本件事故の原因となった意識消失発作は「接客中に突

然」生じたものであるが、請求人が過去に経験をした血管迷走神経反射性失神は、要旨、「前兆として腹痛や吐き気等があり、次第に自分の意思では立つこともできなくなり、気が付けば気絶している。」という症状をもたらすものであり、本件事故の原因となった意識消失発作とは異なるものとみるのが相当である。

- (5) そうすると、F医師及びG医師の意見は妥当なものともみることができ、本件事故の原因となった意識消失発作については、その発症の原因は明らかではなく、一件記録を改めて精査するも、本件事故による本件傷病と業務との間の因果関係を認め得る根拠又は推認し得る根拠のいずれをも見いだすことはできず、決定書に説示するとおり、本件傷病は業務上の事由によるものということとはできない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日